

「川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部改正についての意見募集」 の実施結果について

1 概要

川崎市議会議員の有志による条例改正検討プロジェクトチームは、市から町内会・自治会に交付される謝礼金・補助金に明確な基準のないものが存在したこと等から、市は町内会・自治会に謝礼金・補助金を支出する場合は、あらかじめ要綱等を作成することが必要と判断し、この度「川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部改正の骨子（案）」をまとめました。

これについて、平成31年2月14日から2月28日まで、意見募集を行いました。

その結果、21通（意見総数64件）の御意見をいただきました。

それに対する考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部改正についての意見募集
意見の募集期間	平成31年2月14日（木）～2月28日（木）※郵送は当日消印有効
意見の提出方法	FAX又は郵送
意見の周知方法	市内各町内会・自治会代表者への意見募集資料の送付 プロジェクトチーム議員のホームページで意見募集の告知
結果の公表方法	平成31年3月5日 プロジェクトチームとしての考え方と併せてプロジェクトチーム議員のホームページに公表いたします。

3 結果の概要

意見提出数（意見数）		21通（64件）
（内訳）	FAX	15通（43件）
	郵送・その他	6通（21件）

4 御意見の内容と対応

御意見を頂いた主な内容は、条例改正案の趣旨に、おおむね御賛同頂けるもの、公金に関すること、新たな業務負担の可能性について等の改正に関わる御意見のほか、現在の町内会・自治会の実情や課題など、様々な御意見や御質問、御要望を頂きました。

頂いた御意見はプロジェクトチームで取組を進めていく所存です。

なお、現在開会中の平成31年第1回川崎市議会定例会において、3月15日の本会議で提案及び審議を目指しております。

【御意見に対するプロジェクトチームの考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業に関して、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	合計
① 条例改正に関すること		10		1	1	12
② 公金に関すること		1		8	4	13
③ 町内会・自治会の現状に関する こと			1		10	11
④ 市と町内会・自治会の関係性に 関すること		1	3	2	9	15
⑤ 町内会・自治会の新たな業務負 担の可能性に関する こと		1				1
⑥ その他					12	12
合計		13	4	11	36	64

意見提出数と条例改正との関係性について

意見提出数	21通
条例改正の趣旨におおむね御賛同頂けるもの	10通
条例改正の内容の説明に関するもの	1通
条例改正に対し消極的な御意見	2通
条例改正の趣旨とは異なるが、実情の課題に関する御意見が中心のもの	8通

条例改正におおむね御賛同頂ける御意見が半数を超える結果になったと同時に、条例改正の趣旨とは異なるものの、町内会・自治会の実情に関する切実な御意見を数多く頂くことができました。今回の条例改正とは異なる部分ではございますが、これらの貴重な御意見を市政に反映させて参りたいと存じます。

① 条例改正に関すること

No.	意見の要旨	プロジェクトチームの考え方	区分
1	・お金のことは明文化するのが当たり前なので進めて下さい。	本改正案に御理解・御賛同頂ける御意見として、成立に向けて努力して参ります。	B
2	・謝礼金、補助金の明確な基準および交付根拠の明示は必要です。条例改正の趣旨に賛同します。		B
3	・条例の一部改正で明確にすることはいいことだと思います。		B
4	・町内会、自治会活動は非会員を含めた地域住民の生活安全・環境衛生維持など、本来公費により支弁されるものが数多く含まれます。これら公助・共助にて支出されるべき費用が安易に町内会・自治会に転嫁されないように公正な額の補助金等の支出基準の明確化に賛成いたします。		B
5	・今回の改正は当然でしょう。これまでの補助も規則で定められているのででしょう。今回は理念や方向性を定め具体的公金の額なども規則で定められるのででしょう。ただ「活性化」とは、上から目線で気分がよくありません。		B
6	・古参の人達しか知らない支援金がオープンにならずに一部の人の管理で存在する。それを問いただしても「あとから来たあんた達には関係ない」とつっぱねられるという理由で賛成です。	本改正案は、市から町内会・自治会への公金支出において基準が未整備のものについて、基準設置を市に求めるものです。	B
7	・現在私たちと川崎市は良好な関係を築くことができていると思うのでその延長線上にある条例改正と信じています。	本改正案は、市と町内会・自治会の関係において重要な点である公金支出において、基準の未整備という課題の解決を目指すものです。	B
8	・具体的な条例が骨子だけでわからないので意見が言えません。公正に改正される事は問題ございません。		B
9	・条例改正の骨子に反対いたします。現在の川崎市による町会・自治会に対する謝礼金・補助金等の公金の支出に不備は全くないと考えております。町会・自治会の活動がいかに大変であるかをご理解頂き、	本改正案は、市から町内会・自治会への公金支出において基準が未整備のものについて、基準設置を市に求めるものです。尚、本改正案の趣旨において、行政手続に関して新たな負担の生	D

	無駄な事務処理を増やさぬようお願いします。	じないよう努める改正としております。	
10	・条例改正する前に市議会の有志、町会、自治会代表との意見交換の必要性を感じます。	市の責務としての基準設置を求める改正ですが、関係団体代表者として、全町会・自治会代表者とて意見を求めました	E
11	・変更、改正時は大きく報道してほしい。掲示板、回覧板で徹底したい。	地方自治法により議員に条例提案権はあるものの議会のルールにより、意見募集方法に制限がありますので、今後の議会改革に努めて参ります。	B
12	・謝礼金・補助金の基準は行政サイドで決める事と考えます	本改正案を御理解・御賛同頂ける御意見として、成立に向けて努力して参ります。	B

② 公金に関すること

No.	意見の要旨	プロジェクトチームの考え方	区分
13	・区、市から配布される支援金は「公金」扱いと考えている。隠していたら「公金横領」であり、明確にしていけない支援金は没収にして犯罪行為であるとアピールしてほしい。	本改正案は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市に基準の設置を求めるものです。	E
14	・振込先を指定すれば何のためらいもなくそこに入る仕組みは大きな問題、その時の責任者によってすきなようにできてしまう。	本改正案は、広報物の配布謝礼金等はその支出のための基準が定められていないため、市に基準設置を求めるものです。	B
15	・補助金云々と言う前に任意団体が何をすべきかを考えた方がよいと思います。	平成 26 年に本条例が制定された際、第 2 条により町内会・自治会の定義付けを行いました。	E
16	・現在受けている広報配布、選挙公報配布、自主防災組織が防災用具などを購入する際に許可されればおりの補助金、国勢調査員が受け取る謝礼金、公園管理運営協議会が受け取る報酬金、これらのうち何が明確でないのか教えて下さい。	本改正案は、市から町内会・自治会に直接公金支出をしているもののうち、広報配布・選挙公報配布について、現状において基準が定められていないものです。	D
17	・市から補助金が出ているので入会において「市」を利用している。ごみ、街灯など。	本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受	E
18	・市民が全て町会の会員ではない、その団体に補助金を出すのは税金の利用として		E

	公平さを欠く。	け止めさせていただきます。	
19	・広報誌なども使途が不明確。町内に入るか、仕事をした人に入るのか市のほうで明らかにしてほしい。	本改正案は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市に基準の設置を求めるものです。	D
20	・支援金にはどんなものがあるのかさえ不明。知っているのは広報誌と資源ごみくらい。防災用品の半額負担は別と考えている。	本改正案は、市から町内会・自治会に直接公金支出をしているもののうち、広報配布・選挙公報配布について、現状において基準が定められていない	D
21	・交付される謝礼金・補助金のうち明確な基準のない公金支出はどういうものなのか、誤解や風評を招きかねないものとは何なのか教えてください。	ものです。 そのため、本改正案の検討を進めているところです。	D
22	・謝礼金、補助金を受けていますがそのうちどれが明確な基準のない公金なのかわかりません。		D
23	・条例改正の趣旨が理解できません。具体的にどの公金支出に対して基準がないのかを教えてください。 どのような誤解、風評を招きかねないのか教えてください		D
24	・実は、私もう 30 年以上も町内会活動に携わって参りましたが、何を今更おっしゃりたいのか理解できません。 明確な基準のない公金って何でしょう？ そんな事があったとしたら本当の意味で地域作りをしている地方自治体のボランティア(これは確実に無償ですから)そんな人達への裏切りであると感じます。許せないですね。		D
25	・補助金を出すとその団体で自由に使われてしまうので、よほど、どのように使用したのが明確な体制とならない限り不明朗になってしまう。チェックできるのか。(一部の人の利益になってしまう恐れがある)	今回は市から町内会・自治会への公金支出の際には市に基準の設置を求めるものです。	D

③ 町内会・自治会の現状に関すること

No.	意見の要旨	プロジェクトチームの考え方	区分
26	<p>・ほかの地区では宗教的な問題から町会に参加したくない地区もある。昔のような町会と比べ、活動に際し難しいところがある。町会加入のメリット、デメリットを考える町民が多い。町会に関心を持ってもらうには抜本的な改善が必要と思われる。町会も法人化が必要。町会活動されている方は税金の控除等をすれば活性化になるかと思えます。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
27	<p>・条例改正の趣旨が分からないため、どのようにして自治会活性化につながるのか理解できません。</p> <p>高齢化の進んだ当自治会では「義務」としてではなくやりたい人がボランティアでする方針を貫くことが自治会の活性化につながるものと考えます。したがって今後は行政から依頼された仕事でも自分たちにとって荷が重いものは引き受けないという判断もありえます。</p> <p>あくまでも市と自治会は対等なパートナーとして協力していかなければならないと願っています。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
28	<p>・そもそも、自治会は地域の安全・安心・清潔な住環境を行政と協働して整備し助け合いの絆を強め住民生活を豊かにすることを目的としています。</p> <p>行政当局は自治会それぞれのニーズを吸い上げそれを反映した施策を立案するプロセスが必要だ。私たち自治会のニーズは防災装備費助成から「何時でも気軽に集まれる集会部屋への費用助成」へと移った。行政からの要望事項が大幅に増え、自治会の高齢化とともに、住民意識の変化でとても、対応しきれない。謝礼、補助を増額。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
29	<p>・町内会、自治会などは謝礼金、補助金があって成り立っているところもあります。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会自治会への公金支出の際には市が基準を</p>	E

	<p>高齢者とともに役員を出来る方も減っている中、役員に負担が増えることがないようにして頂きたいものです。現に、私共の自治会は会長が高齢のため引退しました。今だに会長は決まっていない現状です。(色々(案)を出したりしましたが、誰も会長をやってくれる方はいません。)</p> <p>住人の中には自治会は任意ではないと言って役員をやらない方もいます(無関心な方も多いです。)。その他、問題を抱えてる現状です。</p> <p>これは、私の自治会だけの問題ではないと思います。</p>	<p>定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	
30	<p>・町会に対して行政（主に市）からの要望が多くまさに行政の下請化されていて町会独自の仕事よりそちらの負担が重くなっています。任意団体の会長が小、中学校の入学、卒業式にお祝い金を持って出席することが慣例化されています。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
31	<p>・一般家庭からの町会費の徴収で、町会に関係のないからの理由で町会費を支払わない例が沢山ある。このような世帯に市からの広報物をまったく届けていない状態でよいのか。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。この中で、謝礼金の支出に伴う広報物の配布に関する基準が定められていないため、市に基準設置を求めるものです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	C
32	<p>・マンションの町内会加入に関して、マンションの管理会社が町内会加入について消極的な指導をしている節がある。管理会社業界と市の覚書があるが、その効果が出ていない。市は管理会社等に対し、市と町内会の交渉の場を設置すべきである。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
33	<p>・マンションの町内会費について、管理会社等から一括の支払いができるよう、市は体制をつくるべきです。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E

34	・生活保護者や市が支援している特定保護者に関して、町内会に情報がいないため町内会費を払わない住民としか判断できない。市は町内会費に関しての町内会への支援体制をつくるべきです。	本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	E
35	・町会長の仕事は多岐にわたり、個人の時間より優先して町会の仕事をしなければならない。市の下組織として働いている町会長には、市から費用負担するべきである。費用は最低で10万円と判断しています。市から費用が出ないのであれば、税金の確定申告時に10万円の基礎控除をすべきと考えます。	本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	E
36	・町内会館の建て替え費用について、自治財団からの上限800万円の補助金では足りないため、増額を検討してほしい。	本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	E

④ 市と町内会・自治会の関係性に関すること

No.	意見の要旨	プロジェクトチームの考え方	区分
37	・「地域包括ケアシステム等の制度の創設により新たな業務が町内会、自治会の活動に加わった場合同様の危険性がある」とは具体的にどのような制度のことを念頭に考えているのか教えてください。高齢者の多い当自治会でボランティアや薄給で支援に入る人材はいないと思われま	公金支出の際に市に基準設置の責務を課すことで、新たな負担の抑制につながるため、本改正案としました。	D
38	・各種募金活動に自治会を公的に利用するのはやめてください。	本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	E
39	・高齢化に合わせた行政と自治会の関係性を見直してください。行政の知恵の見せどころでしょう。	本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	E

40	<p>・行政が地ケア等新たな事務をおしつけるのはやめてください。補助金などはいりません。町会活動は行政の下請けで多忙で会長のなり手には苦勞します。謝礼金、補助金は誤解や風評されてまでいません。町会は任意の団体ですよ。</p>	<p>公金支出の際に基準設置の責務を課すことで新たな負担の抑制につながるため、本改正案としました。今後のコミュニティのあり方について検討して参りたいと考えます。</p>	B
41	<p>・第4条3項…施策の推進に当たっては…の前段に「施策の策定にあたっては」の挿入が必要であるとする。</p>	<p>今回の一部改正の部分とは異なりませんが、今後の改正の際には、検討させていただきます。</p>	E
42	<p>・自主防災に関する補助金以外は本来自治会ではなく川崎市の責任においてなされる業務だと認識しています。自治会の加入率が低いなか、自治会に入っていない世帯にも広報や選挙公報は配布し、国勢調査も行っています。これらの業務を自治会を通さず市が行えば現在受けている謝礼金や補助金だけでは到底まかなえるものではないでしょう。私たちは皆ボランティアでやっているからこそ安く済んでいるのが実情と思われまます。</p> <p>当自治会は業務を市にお返しできるならお返ししたいと思っております。</p> <p>配布物を配る労力は並大抵のものではありません。</p> <p>国勢調査についても毎回調査員を選考するのに揉めます。本来なら市が調査員を雇うべきではないでしょうか。</p> <p>公園管理運営協議会が受け取る報償金も微々たるもので、専門の植木業者に頼めば数倍はかかると思います。</p> <p>現状自治会が市の下請け機関として位置付けられていることは否めません。市から自治会におろされる業務の多さから、自治会の仕事の面倒くささや負担感を感じ自治会に入会する人を嫌う住民が年々増えています。</p>	<p>本改正案は、広報・選挙公報の配布謝礼に関する基準がなかったため、市に設置を求めるものです。</p> <p>よって本改正案は、町内会・自治会の負担を増やすものではございません。様々なご意見を頂きましたので今後のコミュニティのあり方を考える際に活かして参りたいと考えます。</p>	D
43	<p>・謝礼金のうち県や市や福祉関連の刊行物の個別配布を要請されるものは大量で重</p>	<p>公金支出の際に基準設置の責務を課すことで新たな負担の抑制につなが</p>	C

	量も重いため回覧ができない。	るため、本改正案としました。	
44	・高齢化が進み数年で班長による戸別ポストインもできなくなります。タウン情報誌のような戸別ポストインのルートに相乗りする工夫をお願いします。代行戸別配布はやりたくありません。	今後のコミュニティのあり方について検討して参りたいと考えます。	C
45	・世帯数が異なる町内会で人材も活動予算も差があります。町内会の世帯数に対するくくりの条件があると厳しい気もします。小さい町内会も含めて公平な条例を検討下さるとありがたいです。	本改正案の趣旨は、市から町内会自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	E
46	・町内会・自治会の負担軽減（配慮）については市よりの委託業務を廃止すれば問題は解消します。	本改正案の趣旨は、市から町内会自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	C
47	・町会への補助金等が不明瞭であることが問題なら行政が任意団体へいろいろな名目で金を出す方がおかしいと思います。町内会で維持している掲示板に行政の広告やチラシをだしているのはどうなのですか。	本改正案の趣旨は、市から町内会自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。 しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。	E
48	・自治会として受けられる全ての現行の交付される謝礼金、補助金の制度リストの公示及び市営住宅として受けられる制度のリストの明細、各種行政への派遣委員への補助金の有無。申請制でなく、一率公金支出を求めたい。事務処理がめんどろ。		E
49	当町内会・市（区）からの謝礼金・補助金は継続的に実施して頂くのは町会運営には重大な資金源であると共に不可欠な要因です。特に町内会員加入者が総世帯の48%と低く、町会行事も数多くあり、運営資金にも事欠く問題が発生しております。いちがいに会費の引き上げも不可能であ		E

	<p>り一般世帯も高齢者世帯が多く、加入に難色を示し未加入者が、年々増加傾向で、また、マンション世帯も加入者が少なく、特にワンルームマンションにあつては、ほとんど未加入者が多数をしめている。行政からの加入促進アピールを活発に行って頂くと共に、町会役員の訪問勧誘を実施し、各行事のとき、町会加入促進に努めております。なかなか町会に対する理解協力が難しいのが実態です。町会役員の高齢化が進み、人手不足も解消されず、1人が何役も掛け持ち状態です。また、廃棄物資源回収にも、町内会・自治会・学校また回収業者による取扱いも多く</p> <p>回収物が減少となり、市からの助成金（キロ3円）毎月約25名の町会員の応援により運営しているのが現状です。回収物の問屋において、単価も以前より約半値となっております。（若者は新聞を取る数が少なくなり学校・回収業者により回収、町内会の回収数量が少なくなっております。市より助成金 $\text{キロ} / 3 \text{円}$ を $\text{キロ} / 5 \text{円}$ に値上げをお願いします。）</p>		
50	<p>・活動資金源として、市から渡されるものについての問いがありますが、当町内会ではこれらの資金をあてにしては居りません。（他町会も事情は様々です。）</p> <p>寧ろ、地域振興課に対しては、早急にHP化を進め、回覧も掲示も最小限にして欲しいと伝えております。多額の補助金が頂けるならば、そう簡単に不要とは言えませんが、今の金額なら、市政だより等は市が直接配付としていただきたいと思ひます。いつまでも、町内会を行政の下請け的に使っている内に若い世代は共稼ぎで忙しく、町内会が維持できなくなる心配があります。町内会は、自分達の問題を解決することに全力を注ぎたいと思ひます。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。この中で、謝礼金の支出に伴う広報物の配布に関する基準が定められていないため、市に基準設置を求めるものです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E

51	<p>・市は町会の位置づけを明確にしていない。市は町会に依頼するのか、行政の縦割りとして町会が市の依頼を無条件で受けなければいけないのか、指示か依頼なのか明確でない。市と町会の位置関係を明確にしてほしい。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
----	--	---	---

⑤ 町内会・自治会の新たな業務負担の可能性に関すること

No.	意見の要旨	プロジェクトチームの考え方	区分
52	<p>・殊に町内会のような規模の極めて大きい(会員数 2700 人・15 地区・230 組)町内会においては「地域包括システム等の地域に関わる制度」の創設等により、新たな事務が発生すると現時点でも多大な自己負担(交通、通信費及び時間的コスト)を甘受している地区長、組長の皆様の限界を超えることの無いように規模に比例した補助金等の支出基準を設置願います。</p>	<p>今回の条例の一部改正に当たって、市からの公金支出の基準設置により、その目的の明確化をはかるものであり、町内会・自治会及びその構成員の皆様には、新たな負担の発生を抑制することも目的としております。</p>	B

⑥ その他

No.	意見の要旨	プロジェクトチームの考え方	区分
53	<p>・活性化とは何か。如何なる状況が活性化状態なのか。即ち、行政は活性化の要素は何かを調査、認識する。</p> <p>行政はその要素実現するために有効な手段は何かを明確にする。</p> <p>その手段の実行を促し、その成果である活性化度を測定する。</p> <p>これら自治活動への動機づけと自治組織のその実行にかかる費用、労力に対し助成し、成果を褒賞する。</p> <p>以上のプロセスを条例によって明示するならば、この条例はもっと明快になり協働が促される。意あらば、全面的改正を提案されんことを期待します。</p> <p>市(区)管理、(連合町会、防災連合、防犯協会)管理の明確化も考えてみては。</p>	<p>本改正案の趣旨は市から町内会自治会への公金支出の際には市から基準を定めることとございます。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
54	<p>・市議会の皆様方、どうかお願いします。条</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会自治</p>	E

	<p>例改正と同時に町会・自治会(市営住宅)問題も川崎市で考えてもらえないでしょうか？</p> <p>このままでは自治会は崩壊してしまいます(公社に相談しても自治会のことは、自治会に任せていると言われます。)。条例改正とは話が違ってしまいましたが住人だけでは解決できる問題ではありません。</p> <p>市議会の議題で取り上げて頂けないでしょうか？</p>	<p>会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	
55	<p>・ご提案の内容よりは、町会・自治会の活動をより円滑にするため、加入率を高めるために行政としてどのようなシステムを構築するのがよいか、市議会議員の皆さんにも真剣にご検討頂くことを期待しております。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
56	<p>・その人達の守ってきた歴史と文化を次の世代に繋げるのが私達役員の大きな仕事のひとつと考えています。勿論、地域のコミュニティづくりも一番大切ですし、今の時代だからこそ、それが大きな課題と考えています。新しく移り住んでくる若い世代を受け入れるか、そんな事をいつも他の役員と考えています。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
57	<p>・神奈川県における政令指定都市川崎市の状態は、とても情けない状態です。</p> <p>なぜそうなったのか、法的な対応が出来るかについては疑問ですが、誤解を厭わずに提案するならば、県会議員は1名で良いし、区長は公選で選ぶべきです。</p> <p>例えば、中原区が川崎市から抜けて、東京都第24区入力中原って感じというのが一番スッキリします。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
58	<p>・総合自治会館の今後の利用方針や高層マンションが町内会に加入しないため、町会が消えようとしているといった問題は1町会の手には負える問題ではありませんし、かといって関係町連いずれも、これからの問</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E

	題の受け皿になって居りません。		
59	<p>・市議会で区の課題を審議する、まちづくり委員会のあり方が、不自然です。</p> <p>なぜ事情の分からない他区選出の議員を加えるのでしょうか。請願当事者が議員を通してしか、意見（毎日見ている実態に基づく）を言えないのでしょうか。これを当該区の選出議員を過半とするよう、先ず直してください。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
60	<p>・区選出市議会議員全員で、地区町会長と話す機会を10回/年位設定して欲しいと思います。問題は各町内に潜在しております。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
61	<p>・区長の権限が弱すぎると思います。小さな問題は区で決裁し、本庁に対しても強く交渉できる人材としてほしい。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
62	<p>・町内会長を長年やってきたことに対する、形式的な表彰状は取り扱いに困る代物です。30年以上もやったということの実態が表彰に値するものであれば、結構ですが、みんなで維持していく町会としては、問題があると思いませんか。形式的な、表彰を廃止したら誰も担い手がいないのでは本末転倒ではないでしょうか。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
63	<p>・町内会館の管理において、費用負担の大きい維持管理費用についての支援を要請したい。具体的には、会館の破損に対する修繕費、会館の清掃に関わる費用、会館の什器の費用の支援について要請したい。</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。</p>	E
64	<p>・連合町内会長会議の議題は、毎年、新年賀詞交歓会の推進、優良役員の推薦、視察研修会の予定、その他に定着している。この会議の中で町内会の課題検討をしたら“その他”の項目です。もっと具体的な課題を市から問題提起して検討する</p>	<p>本改正案の趣旨は、市から町内会・自治会への公金支出の際には市が基準を定めることです。</p> <p>しかしながら、貴重な御意見として受け止めさせていただきます</p>	E

	会議にしてほしい。		
--	-----------	--	--